

令和元年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

避難勧告等に関するガイドラインの改定による修正

（地震新旧 P4, 7、風水害等新旧 P1, 3, 5, 8, 11, 17～20, 32～34）

避難勧告等に関するガイドラインが改定されたことに伴い、避難勧告の発令等に警戒レベルを付して発信することとなったことに伴う修正

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア 南城中学校を指定避難所に追加したことに伴う修正

（地震新旧 P1～3、風水害等新旧 P11）

過去の浸水実績や浸水想定を考慮し、避難する住民が状況に応じて、自ら安全性について考え、避難行動の選択肢の幅を広げていただくため、新たに南城中学校を指定避難所に追加したことに伴う修正

イ 警戒本部体制の見直しに伴う修正

（風水害等新旧 P13, 30）

一定の雨量が発生し、警報発表が見込まれる状況である災害警戒本部第 1 次態勢以降において、災害応急活動時に主となる部局の職員を中心に災害警戒本部を運営し、適切かつ迅速な災害対応を行うことを目的とし、指定 11 課の管理職 2 名が必ず警戒本部員として従事することとなるよう、体制の見直しを行ったことに伴う修正

ウ 「春日井市災害廃棄物処理計画」の策定に伴う廃棄物対策の修正

(地震新旧 P25～28、風水害新旧 P40～43)

災害廃棄物対策指針(環境省、平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定)を踏まえ、平成 31 年 3 月に春日井市災害廃棄物処理計画が策定されたことに伴い、廃棄物処理の基本方針を市地域防災計画に反映させるための修正

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの (原子力新旧 P3～8)

原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針の全部改正により、原子力災害対策重点区域を設定することとされ、具体的な範囲について規定がされたことなどに伴う修正

(2) 南城中学校を指定避難所に追加したことに関する修正 (原子力新旧 P8)

過去の浸水実績や浸水想定を考慮し、避難する住民が状況に応じて、自ら安全性について考え、避難行動の選択肢の幅を広げていただくため、新たに南城中学校を指定避難所に追加したことに伴う修正